

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成28年1月20日（受付は同日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「情報条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年1月27日、実施機関は、本件請求に対して、「対象文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年1月29日（受付は同日）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

拒否の決定を取り消し、地番の移動が可能とする法令又は条例に基づき説明義務を果たせ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関は、地番の移動があったことを認めている。移動が可能な法令がないにもかかわらず地番の移動をさせている事実がある。
- 2 情報公開条例は勿論、国の法律には地番の移動ができる条文は何処にもない。
- 3 寧ろ不動産登記法に違反しているから、移動させた地番は全て無効とすべきである。
- 4 地番の移動がされている岩出市地籍調査図を全部やり直す必要がある。

第5 実施機関の説明

異議申立人が主張するような地番の移動については認めていない。また、

異議申立人が主張するような地番の移動は法律上できないことであるから、異議申立人が公開を求めるような地番の移動のできる法令又は条例は存在しない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

異議申立人は、地番の移動があったと主張し、地番の移動を可能とする法令又は条例の公開を求めている。一方、実施機関は、異議申立人が主張するような地番の移動については認めておらず、異議申立人が主張するような地番の移動は法律上できないことであるから、異議申立人が公開を求めるような地番の移動のできる法令又は条例などは存在しないとしている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 審査会は、本件請求の対象となった文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。

(2) 異議申立人の主張からは、実施機関の主張を否定するだけの事実は認められず、異議申立人自身も地番の移動ができる法律又は条例が存在しないことについて認めていることが確認できる。

(3) よって、本件請求の対象となった文書は存在しないと考えるのが相当である。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地籍調査図を全部やり直す必要があるなど地籍調査に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・2・22	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・2・23	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・3・7	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理

H28・3・10	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼 （異議申立人から反論書の提出なし）
H28・3・14	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・3・16	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・4・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容
平成16年度大字船戸の一部（403）地籍図－63・528，－194・125（世界測地系）附近から大字船戸の一部（403）地籍図－63・000，－194・625附近には、1110～1116の地番が和歌山市上三毛字東山田273番南側一帯から移動して記載している。地番の移動できる法令又は条例の開示。